ごみ減量のための分別ルール変更について

京都市では、現在ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」が施行されています。市民、事業者一体となって、ごみ減量、分別・リサイクルをより一層促進しようというもので、「リデュース(発生抑制：ごみを出さない)」・「リユース(再使用：繰り返し使う)」という、いわゆる「2R」の取組及び分別・リサイクルの促進への２つの取組を柱とした内容の条例で、ごみの分別が「協力」から「義務」に改正されました。

ごみ分別の義務化に伴い、現在キャンパス内に分別回収ごみ箱を設置していますので、学生及び教職員の皆さんは次のとおり、ごみの分別排出に積極的に心掛けるよう取り組んでください。

分別のごみ類

	かん、びん	
	ペットボトル	
新しく分別	燃えるごみ リサイクルできない紙類	**においや汚れのついた紙、感熱紙、カーボン紙、感圧複写紙、圧着はがき、ビニールやアルミでコーティングされた紙、防水加工された紙、写真・写真プリント用紙等**
	廃プラスチック類(※1)	**プラスチックトレイ、ペットボトルキャップ、プラスチック包装類、カップめん容器、コンビニ弁当容器、レジ袋、ゴム手袋、ボトル類等**

※1「廃プラスチック類」は、産業廃棄物として分別し、適正な処理をする必要があるため、**「燃えるごみ、リサイクルできない紙類」の中には、絶対に入れない**でください。

平成 27 年 12 月

法人本部 財務部 施設管財課